

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年1月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2料金・システム企画担当課長の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 水道料金及び下水道使用料の納付証明の付与及びその手数料の徴収に関すること。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)